

長寿(後期高齢者)医療制度のお知らせ

■保険料の軽減率が変わりました

- 今年度の定額の保険料(均等割)支払いで7割軽減されていた方の軽減率が8.5割になりました。これにより、年金から支払っていた方の10月から今年度末までの支払いはありません。
- 保険料の賦課の基となる総所得金額等が58万円(年金収入のみの方は年額211万円)以下の方は、所得に応じた保険料(所得割)が5割軽減されるようになります。
(例)年金収入(※¹)が200万円の方は、所得割額が年額35,720円から17,860円になりました。
※¹…年金収入とは、遺族年金や障害年金等の非課税年金を除く老齢基礎年金等の収入です。

■平成20年3月まで被用者保険(※²)だった方へ

- 平成20年3月まで被用者保険の被保険者だった方(75歳以上で働いていた方)は、納付書等による支払いが年金からの支払いに変わります。口座振り替えを希望する方は手続きをお願いします。
- 平成20年3月まで被用者保険の被扶養者だった方は、4月から9月までは保険料の納付が免除されていましたが、すべての高齢者の方々に保険料を公平に負担していただくため、10月からは保険料の納付が必要となります。定額の保険料(均等割)の負担割合は1割です。
なお、次のいずれかに該当する方は、年金からの支払いではなく、納付書等による支払いとなります。①年金額が年額18万円(月額1万5,000円)未満の方 ②介護保険の保険料と長寿医療制度の保険料の合計額が、年金額の2分の1を超える方

※²…医療保険制度を大別すると、自営業者や農業従事者、無職の方などが加入する国民健康保険と、健康保険組合や政府管掌健康保険などの被用者保険の2つに分類されます。

長寿(後期高齢者)医療制度加入者の方や 65歳～74歳の国民健康保険加入者だけの世帯の方へ

■保険料の口座振り替えが可能になりました(一定要件に該当する方)

- 長寿(後期高齢者)医療制度加入者の方や、65歳～74歳(前期高齢者)の国民健康保険加入者だけの世帯の保険料(税)は、原則として年金から天引きですが、一定の要件に該当する方は、居住する市町村へ申請することにより、口座振り替えに変更することができるようになりました。なお、納付した保険料(税)は、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象となり、実際に支払った方に社会保険料控除が適用されます。
- 社会保険料控除が適用される方は次のようになります。
 - ①年金から天引きの場合…年金から保険料(税)を天引きされた本人
 - ②現金や口座振り替えの場合…実際に保険料(税)を支払った方世帯主または配偶者が口座振り替えにより支払う場合は、その支払った世帯主または配偶者に社会保険料控除が適用され、世帯としての所得税・個人住民税の負担が軽減される場合がありますので、申告の際にご利用ください。

お問い合わせ 長寿(後期高齢者)医療制度について 茨城県後期高齢者医療広域連合(☎309-1212)、
東海村福祉部保健年金課医療福祉担当(☎282-1711 内線1134)
国民健康保険について 東海村福祉部保健年金課国保年金担当(☎282-1711 内線1132)